

○葛城市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の指定等に関する要綱

平成29年3月22日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号）及び葛城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年葛城市告示第44号）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業介護予防訪問介護相当サービス（以下「第1号訪問事業」という。）及び第1号通所事業介護予防通所介護サービスA（以下「第1号通所事業」という。）を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定に係る申請者の要件)

第2条 法第115条の45第1項の規定による第1号事業（以下「第1号事業」という。）の指定に係る申請を行うことができる者は、法人とする。

2 前項の指定の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 労働に関する法律の規定であって政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 社会保険各法（法第7条第9項に規定する「社会保険各法」をいう。）又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負

うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者

- (5) 法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (6) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者
- (7) 法第115条の45の9による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第5条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- (8) 法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第5条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- (9) 前号に規定する期間内に第5条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (10) 指定の申請前5年以内に法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス及び第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者
(指定を受けた旨の標示)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた第1号事業者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定の有効期間）

第4条 法第115条の45の5第1項の指定は、6年ごとに法第115条の45の6第1項の規定による更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（変更の届出等）

第5条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した第1号事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設にあっては、当該施設を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 申請者の登記事項証明書又は条例等
- (4) 事業所（第1号通所事業を行う指定事業者（次条において「指定第1号通所事業者」という。）にあっては、当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示したもの）及び設備の概要
- (5) 利用予定者数（第1号訪問事業を行う指定事業者に限る。）
- (6) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者（第1号訪問事業を行う指定事業者に限る。）の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (7) 運営規程

2 指定事業者は、第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

（宿泊サービスの開始等の届出）

第6条 指定第1号通所事業者は、当該事業所の設備を利用し、利用者に対し夜間及び深夜に当該指定に係るサービス以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合は、その宿泊サービスの内容を当該宿泊サービスの提供を開始する前に、市長に届け出なければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、前項の規定による届出の内容に変更があったとき、又は休止した宿泊サービスを再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 指定第1号通所事業者は、宿泊サービスを休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前3項の規定による届出は、指定第1号通所事業所における宿泊サービスの実施に関する（開始・変更・休止・廃止）届出書（別記様式）により行うものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この告示による指定事業者の指定に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成30年告示第142号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第53号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

別記様式（第6条関係）

受付番号

指定第1号通所事業所における宿泊サービスの実施に関する
 葛城市長 様
 申請者 所在地
 名 称

開始
変更
休止・廃止
届出書
年 月 日

㊦

基本情報	フリガナ								介護保険			
	名称								事業所番号			
	フリガナ								連絡先			
	代表者氏名											
宿泊サービス	所在地											
	利用定員	人	提供日	月	火	水	木	金	土	日		
	提供時間	：	～	その他の年間の休日								
	1泊当たりの利用料金	宿 泊			夕 食			朝 食				
人員関係	宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数	人	時間帯での増員（※2）	夕食介助	：	～	：	人				
	配置する職員の保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者（ ）										
設備関係	個室	合計	床面積（※3）									
		（ 室）	（ m ² ）									
	個室以外	合計	場 所（※4）	利用定員	床面積（※3）	プライバシー確保の方法（※5）						
		（ 室）	（ ）	（ 人）	（ m ² ）							
			（ ）	（ 人）	（ m ² ）							
			（ ）	（ 人）	（ m ² ）							
（ ）	（ 人）		（ m ² ）									
消防設備	消火器	有 ・ 無		スプリンクラー設備	有 ・ 無							
	自動火災報知設備	有 ・ 無		消防機関へ通報する火災報知設備	有 ・ 無							
異 動	年 月 日	年 月 日										

- ※1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみ記入すること。
- ※2 時間帯での増員を行っていない場合は記入不要。
- ※3 小数第2位まで（小数第3位を四捨五入して）記入すること。
- ※4 指定第1号通所介護事業所等の設備としての用途を記入すること（機能訓練室、静養室等）。
- ※5 プライバシーを確保する方法を記入すること（衝立、家具、パーテーション等）。

